

栃木県公報

令和 4 (2022)年 1月11日(火) 第269号

		目	次	_		
		告	示			
○地域森林計画	の公表	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
○地域森林計画	の変更の公表		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
○生活保護法に	よる指定介護機関の事業	ミの廃止	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••		
		公	告			
○大規模小売店	舗の変更の届出			•••••		
	督処分					
	想に関する公聴会の開催					
•			等公告			
○入札公告				••••		
		告	7	5		
			'-			
栃木県告示第3	号					
森林法(昭和	26年法律第249号) 第 5	条第1項の規	定により地域	域森林計画をた	てたので、同	法第6条第75
の規定により次	のとおり公表する。					
なお、地域森	林計画は、栃木県環境森	林部森林整備	課及び所轄の	の環境森林事務	所において、	一般の縦覧に伽
する。						
令和4 (20	22) 年1月11日					
				栃木県知事	福田	富一
森林計画区						
の名称	計 画 期	間	計画対	象区域	所轄の現	環境森林事務所
	A## (0000) ## # #	1 17 2 2 14:	コナッロは		IE TETEL	
渡良瀬川	令和4 (2022) 年4月		習市の区域		県四塚	竟森林事務所
	令和14(2032)年3月3	江口まで 足	利市、栃木市	市、佐野市、/	小山 県南環均	竟森林事務所

栃木県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

区域

市、下野市、壬生町及び野木町の

なお、変更後の地域森林計画は、栃木県環境森林部森林整備課及び所轄の環境森林事務所又は森林管理事務 所において、一般の縦覧に供する。

令和4 (2022) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計画区	<u></u>	画	钳田	間	計	画	夶	象	区	域	所轄の環境森林事務所
の名称	口口口	Щ	刔	l±1	日日	lml	√.1	3人		以	又は森林管理事務所

(4	,
_		-

那	珂	Ш	,	2021) 年4月1日から	茂木町の区域	県東環境森林事務所
			令和13(2	2031) 年3月31日まで	大田原市、那須塩原市、那須烏山 市、那須町及び那珂川町の区域	県北環境森林事務所
					矢板市、さくら市、塩谷町の区域	矢板森林管理事務所
鬼	怒	Ш	,	2019) 年4月1日から	日光市の区域	県西環境森林事務所
			令和11(2	2029) 年3月31日まで	宇都宮市、真岡市、上三川町、益 子町、市貝町及び芳賀町の区域	県東環境森林事務所
					高根沢町の区域	矢板森林管理事務所

(森林整備課)

栃木県告示第5号

次の指定介護機関から、生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4 (2021) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 居宅介護事業者

廃止	居宅介語	葉 事 業 者	居宅介語	夢 業 所	居宅介護の
年月日	名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所 在 地	種類
令 和 3 (2021)年 11月30日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	つばめ薬局	栃木市沼和田町 41-38	居宅療養管理指導
令 和 3 (2021)年 11月30日	有限会社メディキュア	小山市大字神鳥谷 2251-8	オハナ薬局佐野店	佐野市鐙塚町341- 4	居宅療養管理指導
令 和 3 (2021)年 12月1日	株式会社カワチ薬 品	小山市大字卒島 1293	カワチ薬局真岡東 店	真岡市荒町 3-50- 2	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

廃止	介 護 予	坊 事 業 者	介 護 予 🏻	方 事 業 所	介護予防の
年月日	名称	主たる事務所の 所 在 地	名称	所 在 地	種類
令 和 3 (2021) 年 11月30日	ファーマシー中山 株式会社	栃木市新井町 1010-3	つばめ薬局	栃木市沼和田町 41-38	介護予防居 宅療養管理 指導
令 和 3 (2021)年 11月30日	有限会社メディ キュア	小山市大字神鳥谷 2251-8	オハナ薬局佐野店	佐野市鐙塚町341- 4	介護予防居 宅療養管理 指導

(5)

令 和 3 (2021) 年	株式会社カワチ薬 品	小山市大字卒島 1293	カワチ薬局真岡東店	真岡市荒町 3-50- 2	介護予防居 宅療養管理
12月1日	нн	1200	<i>/</i> ⊔	2	指導

(保健福祉課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和4(2022)年5月11日までに知事に意見書を提出することができる。

令和4 (2022) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 茂木ショッピングセンター もぴあ 芳賀郡茂木町大字茂木179番地1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社かましん 芳賀郡茂木町大字茂木5番地
- 3 変更の概要

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
駐車場の位置及び収容台数	250台 位置は図面のとおり	249台 位置は図面のとおり	Δ≠π / (2022) Æ 0 H 2/ Π
駐車場の自動車の出入口の 数及び位置	11か所 位置は図面のとおり	8か所 位置は図面のとおり	令和4 (2022) 年8月24日

4 届出年月日

令和 3 (2021) 年12月23日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○建設業者の監督処分

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4 (2022) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 処分をした年月日

令和3 (2021) 年12月27日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号 有限会社太陽建設

上三川町下蒲生16番地1

代表取締役 須田 一則

栃木県知事許可 (般-30) 第19899号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社太陽建設の役員が、道路交通法違反により、令和3 (2021) 年6月9日、宇都宮地方裁判所において、懲役5月、執行猶予2年の判決を受け、これが確定したこと(建設業法第29条第1項第2号該当)。

(監理課)

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領(昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。)第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所及び大田原市建設水道部都市計画課において令和4(2022)年1月11日から同月25日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに 知事に意見申出書を提出することができる。

令和4 (2022) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和4 (2022) 年2月8日 (火) 午後6時30分から

(2) 場所

大田原市本町1-4-1

大田原市役所南別館 会議室 1

2 都市計画の構想

	名	<u></u>	称	位		置	区	域		ħ.	善				造	備
種別	番	号	路線名	起点	終点	主 な経過地	延	長	構形	造式	車の	線数	幅	員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	滑
	3		国道4	大田原	大田原		約				4 E	車線	22.	0m		
幹	3 .	. 5	号線	市上石	市上石		2,340)m								
轩				上字下	上字頭											
線				川原	Ш	Ш										
1171	構造	き形式	代の内訳	大田原	大田原	京	約		嵩_	上式			23.3	2~		
街				市上石	市上石	i	940m	1					58.	6m		
12)				上字下	上字西	<u>5</u>						,				
路				川原	山											
							約		地表	長式			25.	0~	幹線街路と平	
							1,400)m				/	43.	3m	面交差1箇所	

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当(電話028-623-2465)に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領(昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。)第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市経済建設部都市整備課において令和4(2022)年1月11日から同月25日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに 知事に意見申出書を提出することができる。

令和4 (2022) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 公聴会の日時及び場所
- (1) 日時

令和4 (2022) 年2月16日 (水) 午後6時30分から

(2) 場所

矢板市矢板106-2

矢板市生涯学習館 研修室(1)

2 都市計画の構想

	名	<u></u>	称	位		置	区	域		村				造	備
種別	番	号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延	長	構形	造式	車の	線数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	考
幹	3	· 5	宇都宮陸羽線	矢板市 乙畑字 養曽	矢板市 山田字 関根下	矢板市 中字高 田入	約 14,82	20m			4 耳	 車線	22.0m		
線衝	構造形式の内訳		矢板市 土屋字 境峰	矢板市 土屋字 森ノ下		約 750m	l	嵩」	上式			23.2~ 75.2m			
路	,					約 14,07	70m	地表				22.0~ 77.0m	幹線街路と平 面交差8箇所		

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当(電話028-623-2465)に問い合わせること。

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき那須塩原都市計画道路3・3・8号鳥ヶ森線ほか2路線の変更に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領(昭和44年栃木県告示第642号。以下「要領」という。)第2条の規定により次のとおり公告し、同条第3号の都市計画の構想に係る図書を栃木県県土整備部都市計画課、栃木県大田原土木事務所及び那須塩原市建設部都市計画課において令和4(2022)年1月11日から同月25日まで縦覧に供する。

なお、要領第3条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに 知事に意見申出書を提出することができる。

令和 4 (2022) 年 1 月 11日

栃木県知事 福 田 富 -

- 1 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時

令和4 (2022) 年2月15日 (火) 午後6時30分から

(2) 場所

那須塩原市太夫塚 1-194-78 那須塩原市西那須野公民館 多目的ホール

2 都市計画の構想

	名	ī	称	位		置	区	域	村	携		造	- 備
種別	番	号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延	長	構 造 形 式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	湘
幹線	3 3 .	. 7	イ ン ー チェジ通り	那須塩原市緑1丁目	那須塩 原市千本松	那須塩原市 5 丁目	約 10,84	-Om	地表式	4 車線	25.0m	JR東北新幹線と立体文線と立体を表現と立体路3・9号立体路3・3・9号立体交差を発表を発展を発展を発展を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	
街路路	3 3·	8	鳥ヶ森 線	那須塩 原市三 区町	那須塩 原市西 遅沢	那須塩 原市三 島1丁 目	約 6,600	m	地表式	4 車線	24.0m	幹線街路と平 面交差 5 箇所	
	3 5·	• 4	国道 4 号線	那須塩 原市三 区町	那須塩 原市西 富山	那須塩 原市三 島1丁 目	約 2,950	m	地表式	4 車線	15.0m	幹線街路と平 面交差6箇所	

3 その他

縦覧期間満了の日までに、意見申出書の提出がない場合及び意見申出書を提出した者のうちに公述人となる意思を有する者がいない場合は、公聴会を開催しないものとする。なお、傍聴を希望する者は、公聴会の開催の有無について、あらかじめ、栃木県県土整備部都市計画課計画担当(電話028-623-2465)に問い合わせること。

(都市計画課)

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。 令和4 (2022) 年1月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託名 令和3 (2021) 年度とちぎの公共交通データ更新業務委託

- (2) 業務委託内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和4 (2022) 年3月25日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「その他のサービス」のうち、小分類「検査、分析」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 令和4 (2022) 年1月27日から同月28日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置 要領(平成22 (2010) 年3月12日付け会計第129号) に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (4) 平成28 (2016) 年度から令和3 (2021) 年度までに、公共交通に関する分析又は計画策定を含む業務を 国又は地方公共団体から請け負い、履行した実績を有する者であること。
 - (5) 栃木県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県県土整備部交通政策課 電話028-623-2522
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和4(2022)年1月11日から同月21日まで入札情報システム上で公開する。

なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和4(2022)年1月27日午後5時までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、同日午後5時までに(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所

令和 4 (2022) 年 1 月 28日 午後 2 時

栃木県県土整備部交通政策課(栃木県庁本館14階)

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
 - ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入 札書
 - エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3 (2021) 年10月1日改正) 第19条第1項及び第2項に掲げる 入札に係る入札書
 - オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書
- (3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他
 - ア 最低制限価格の有無 無
 - イ 詳細は、入札説明書による。

(交通政策課)